

平成30年第4回美祢市議会臨時会会議録

平成30年12月14日（金曜日）

1. 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	綿谷敦朗	議会事務局長補佐	大塚享
議会事務局主任	篠田真理		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	篠田洋司
市長公室長	石田淳司	総務部長	田辺剛
総合政策部長	藤澤和昭	市民福祉部長	大野義昭
建設農林部長	志賀雅彦	観光商工部長	西田良平
観光商工部次長	白井栄次	総務部総務課長	佐々木昭治
総務部財政課長	竹内正夫	市民福祉部地域福祉課長	内藤賢治
建設農林部農林課長	市村祥二	観光商工部観光総務課長	千々松雅幸
観光商工部観光振興課長	早田忍	教育長	岡崎堅次
病院事業管理者	高橋睦夫	上下水道事業管理者	波佐間敏
上下水道局長	杉原功一	美東総合支所長	東城泰典
秋芳総合支所長	鮎川弘子	消防長	松永潤
教育委員会事務局長	金子彰	病院事業局管理部長	安村芳武
上下水道局次長	三戸昌子	教育委員会事務局 教育総務課長	西村明久

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 2 1 号 専決処分の承認について（平成 3 0 年度美祢市一般会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 4 議案第 1 2 2 号 平成 3 0 年度美祢市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 5 議案第 1 2 3 号 平成 3 0 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 1 2 4 号 平成 3 0 年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 1 2 5 号 平成 3 0 年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 1 2 6 号 平成 3 0 年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 1 2 7 号 平成 3 0 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 0 議案第 1 2 8 号 平成 3 0 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 1 2 9 号 平成 3 0 年度美祢市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 1 3 0 号 平成 3 0 年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 1 3 1 号 美祢市本庁舎整備検討委員会設置条例の廃止について
- 日程第 1 4 議案第 1 3 2 号 美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 1 3 3 号 美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 4 号 美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理

に関する条例の制定について

日程第 17 議案第 135 号 美祢市保育所の設置及び管理に関する条例の一部
改正について

日程第 18 議案第 136 号 美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 19 議案第 137 号 美祢市病児保育施設の設置及び管理に関する条例
の制定について

日程第 20 議案第 138 号 美祢市へき地保育所の指定管理者の指定について

日程第 21 議案第 139 号 美祢市児童クラブの指定管理者の指定について

日程第 22 議案第 140 号 美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定
管理者の指定について

日程第 23 議案第 141 号 美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定につ
いて

日程第 24 議案第 142 号 美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定について

日程第 25 議案第 143 号 美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交
流の館の指定管理者の指定について

日程第 26 議案第 144 号 美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉
台家族旅行村の指定管理者の指定について

日程第 27 議案第 145 号 字の区域変更について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、平成30年第4回美祢市議会臨時会を開会いたします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

本臨時会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは、議案第121号から議案第145号までの25件と、事務局からは、会議予定表でございます。

本日、配付してございますものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表の以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、高木法生議員、三好睦子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日から12月20日までの7日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、会期は7日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

この際、竹岡議員より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 議長のお許しをいただきましたので、一言発言をしたいと思っております。

内容は、去る11月29日に開かれます定例議会に、我々9人が審議拒否をいたしました。その理由を、実は声明文でということも考えたんですが、一応、我々は文書をもって提出をしておりました。しかしながら、世間では、何かこう9人が反

発して議会に出てないと、こういう報道をされました。

そこで、11月29日に議会事務局に送達しております文書を読ませていただきますが、実はこれが原本でございますけど、少し字が小さいんで、大きくしたほうで読ませていただきます。

我々9人を代表して、私のほうから申し上げたいと思いますが、三つの理由をもって、私達は審議拒否をさせていただきました。

一つは、6月議会において、第三セクター会計の決算報告議案の不備。いわゆる財政数値についてであります。議会が指摘し、後日修正、差し替えをしたが、改善策は十分とは言えず、反省の意識が欠落している。これが一つの理由であります。

二つ目は、9月議会専決処分について、小規模小学校の家庭用エアコン設置に関する専決処分。客観的に専決をする事由が不明瞭。随意契約、工事請負契約のところ、備品購入としたことにより、コンプライアンスは崩れ、結果として特定の業者に過剰利益を与えた。さらに、議論の中で、市長答弁は虚偽答弁が多く、議会軽視並びに市民に対しても虚偽の説明を行ったことになる。特別会計、農業集落排水事業の決算不認定や、一般会計決算が不認定となったが、全庁的な隠蔽工作とも思われる虚偽答弁で議会や市民を愚弄し続けた。

三つ目が、9月議会の最終日における、市民の市政に対する信頼の回復に努めることを求める決議は、市長に対し、反省の時間と、あわせて調査時間を与えた。つまり一般企業では謹慎期間とも認識している。議会からの申し入れに対し、認識の甘さは結果として、市民並びに議会を冒涇したことになる。

なぜなら、11月2日から5日、2018台中フローラ世界博覧会招聘参加の台北最後の夜、団長並びに市長としてあるまじき女性問題を引き起こし、美祿市と台湾との信頼関係並びに市長としての資質を疑う行為は断じて許しがたく、議会として市民の皆様にとどのような対応すべきか判断に苦慮した。

そこで、今議会の議案審議は現市長のもとで議論しても、虚偽の答弁や市政に対する安易な考えでの対応しかない市長のもとで議案審議はできないと判断した。

さらに、一般質問にしても、今回は教育問題、法令遵守等、今さら議論しても得るものはないと判断した。

以上が、去る11月29日定例議会の議会審議拒否の理由であります。

加えて、市民の皆様、執行部の皆様には多大な御迷惑をおかけしたことを、心よ

りおわびを申し上げますが、あの時点で、仮に議会を開催してもですね、平常な議会運営はできないと考えました。

なぜなら、審議拒否理由の最後に申しあげましたように、12月定例議会の一般質問は教育問題が多くありました。そこで、買春疑惑の市長と議論、教育議論する気持ちにどうしても抵抗がありました。つまり、議論の段階で、議会はおさまりがつかなくなるのではと悩みました。そこで、思い悩んだ上、審議拒否という手段をとったわけであります。

しかしながら、100条委員会が立ち上がったことにより、疑惑については晴らされる場合もあることを期待し、今回の臨時議会については、議員の権能は十分果たしたいと考え対応することにいたしました。

ただし、教育充実や法令遵守等にかかわる議論は、今日、なおできる環境にないことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員、何か。

○8番（三好睦子君） 今、説明がありましたが——11月29日の議会のことについて説明がありましたが、そのとき——解散のときに、9人の欠席で過半数に達してないので議会が開かれないということで、私はそのときにどうした理由かと聞きましたが、議長はそれに答えずに、流会になったと言われました。

そのとき、そのあとで議長にお尋ねしました。どういうわけでしょうかと。そして議長室で説明がありましたが、そのとき欠席は電話であったということでしたが、この今読まれた文書っていうのはいつ出たのでしょうか。そのときは文書があるようなことは議長おっしゃっておられませんでした。そのところをお尋ねしたいのですが、いいでしょうか。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 我々は、28日の日に実は協議しました。そして、これを送達したのは、当日の5時過ぎてからでございます。なぜ出なかったかという理由は、当初からは申し上げておりません。5時以降に差し上げました。

以上です。

○議長（荒山光広君） ということで、文書は確かに出ておりますので、そういうことでよろしく願いいたします。

それでは、日程第3、議案第121号から日程第27、議案第145号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 議案提案説明の前に一言申し上げます。

11月2日から5日まで、私が台湾に出張した際のこと、本年第4回定例会が流会になったところでございます。このことで議会運営はもとより、市政推進に停滞を招いてまいりまして、市民の皆様並びに議員の皆様にご心からおわびを申し上げます。

そして、本日第4回臨時会を招集しましたところ、全議員の御出席をいただきまして、提出した議案の審査をしていただけることを感謝申し上げます。

それでは、提案説明を申し上げますが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

議案第121号は、平成30年度美祢市一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分の承認についてであります。

このたびの補正は、スクールバスの購入や児童扶養手当の支給など、緊急に必要な経費の追加について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、市議会の承認を求めます。

歳出から御説明いたしますと、民生費において、児童扶養手当を450万円追加し、教育費において、スクールバスの購入経費681万4,000円を追加しております。

歳入では、国庫支出金、繰入金及び市債を合わせて、1,131万4,000円を追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,131万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億2,219万2,000円としたものであります。

次に、地方債の補正であります。

スクールバス導入事業債について変更を行っております。

議案第122号は、平成30年度美祢市一般会計補正予算（第5号）であります。

このたびの補正は、人事院勧告等に基づく国家公務員の給与改定に準じた職員の

給与改定及び人事異動等に伴う人件費の費目間の調整並びに今後の業務を推進する上で緊急に必要な経費等を追加するものであります。

まず、歳出では、人件費を5,060万3,000円減額しております。

続きまして、人件費以外の歳出について御説明をいたします。

総務費では、人事給与システムの改修経費及び空き家有効活用促進事業補助金の追加に伴い、710万6,000円を追加しております。

民生費では、自立支援医療給付費システムの改修経費の追加や災害救助事業貸付金の減額など、合わせて2,355万5,000円を追加しております。

農林費では、小規模地産事業ほか事業の追加実施等に伴い、1,061万円を追加しております。

消防費では、備品購入にかかわる特定財源の減額に伴い財源更正を行っております。

教育費では、中学校空調設備整備事業や体育施設の修繕料等の追加に伴い、6,732万2,000円を追加しております。

一方、歳入では、分担金及び負担金、国・県支出金、繰越金、市債等を7億6,212万7,000円追加するとともに、繰入金を7億420万5,000円減額しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,792万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ171億8,011万4,000円とするものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。

伊佐児童クラブの指定管理料ほか6件を追加するとともに、災害救護資金利子補給金を廃止しております。

次に、地方債の補正であります。

中学校施設整備事業債を追加するとともに、災害救護資金貸付事業債を廃止しております。

議案第123号は、平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

まず、歳出では、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた職員の給与改定、及び人事異動に伴う人件費の費目間の調整による人件費を127万9,000

0円追加しております。

続きまして、人件費以外の歳出について御説明いたします。

総務費では、電算システム改修に係る経費29万2,000円を追加しております。

基金積立金では、今後の安定した事業運営に資するため、国民健康保険事業基金積立金を4億円追加しております。

諸支出金では、医療給付費負担金等の過年度国県補助金等精算返還金を5,320万7,000円追加しております。

予備費では、財源調整のため、2,079万4,000円を追加しております。

一方、歳入では、繰入金を1,842万9,000円減額するとともに、繰越金を4億9,400万1,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,557万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,074万5,000円とするものであります。

議案第124号は、平成30年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）であります。

まず、歳出では、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた職員の給与改定、及び人事異動等に伴う人件費の費目間の調整のほか、観光総務費において、秋吉台リフレッシュパーク及び秋吉台家族旅行村の施設修繕料として、300万円を追加しております。

また、基金積立金では、決算剰余金を観光事業運営基金に積み立てるため、1億2,000万円を追加するとともに、財源調整のため、予備費を651万8,000円追加しております。

一方、歳入では、繰越金を1億2,848万4,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,848万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,001万7,000円追加するものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。

美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族村指定管理料を追加しております。

議案第125号は、平成30年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳出では、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた職員の給与改定、及び人事異動等に伴う人件費の費目間の調整により6万9,000円を減額するとともに、歳入では、繰入金と同額の6万9,000円減額しております。

以上により、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,602万8,000円とするものであります。

議案第126号は、平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳出では、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた職員の給与改定、及び人事異動等に伴う人件費の費目間の調整により148万5,000円を減額するとともに、歳入では、繰入金と同額の148万5,000円減額しております。

以上により、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億263万4,000円とするものであります。

議案第127号は、平成30年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

まず、歳出では、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた職員の給与改定、及び人事異動等に伴う人件費の費目間の調整により345万8,000円を減額するとともに、財源調整として予備費を11万円追加しております。

一方、歳入では、国・県支出金及び繰入金を334万8,000円減額しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ334万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,374万3,000円とするものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。

通報体制等整備事業委託料について債務負担行為を追加しております。

議案第128号は、平成30年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。

まず、歳出では、諸支出金において、過年度保険料還付金174万8,000円を追加するとともに、財源調整として、予備費を42万5,000円追加しており

ます。

一方、歳入では、繰越金 2 1 7 万 3, 0 0 0 円を追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 7 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9, 1 6 3 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

議案第 1 2 9 号は、平成 3 0 年度美祢市水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。

このたびの補正の主なものは、業務の予定量の変更による収益的収入及び支出の補正と国庫補助金等の財源の補正であります。

まず、収益的収入及び支出であります。

収入では、有収水量が予定水量の 2. 0 3 % にあたる 5 万 6, 0 0 0 立方メートル減少し、2 6 9 万 6, 0 0 0 立方メートルになる見込みであることから、給水収益を 8 0 4 万 2, 0 0 0 円減額するものであります。

また、田代地区における水道未普及解消事業等における国庫補助金が増額されたことから、消費税還付金を 1 5 0 万円減額し、収入の合計を 7 億 6, 1 1 2 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

支出では、漏水による修繕が増加したため、修繕費を 2 7 0 万円追加し、支出の合計を 7 億 3, 7 2 2 万 5, 0 0 0 円とするものであります。この補正により、当年度純損失は 1, 3 6 7 万 5, 0 0 0 円となるものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。

収入では、先ほど述べた事業に係る国庫補助金を 3, 1 0 2 万 7, 0 0 0 円追加するものであります。また、平成 2 9 年度からの繰越工事である、上野・秋吉地区水道統合整備事業の財源として企業債を 4 1 0 万円追加し、収入の合計を 5 億 1, 4 2 1 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

なお、この補正により資本的収入額が資本的支出額に対する不足額 2 億 9, 1 1 2 万 3, 0 0 0 円は、当年度分消費税資本的収支調整額 3, 7 2 7 万 4, 0 0 0 円、過年度分損益勘定留保資金 1, 6 8 9 万 2, 0 0 0 円、当年度分損益勘定留保資金 2 億 9, 3 8 1 万 5, 0 0 0 円及び建設改良積立金 2, 3 1 4 万 2, 0 0 0 円で補填するものであります。

議案第 1 3 0 号は、平成 3 0 年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

であります。

このたびの補正は、収入の補正であります。

まず、収益的収入では、総務省の繰出基準に関する通知に基づき、繰入金の対象経費を見直したことから、一般会計補助金を270万3,000円追加するものであります。

また、営業外収益の消費税還付金を55万8,000円追加し、収益的収入の合計を5億7,882万1,000円とすることから、税抜きの当年度純利益を2,356万円とするものであります。

次に、資本的収入では、美祢市浄化センター等長寿命化事業にかかる起債同意額の変更により、企業債収入を640万円減額するとともに、同事業に対する国庫補助内示額の減額により、国庫補助金を353万円減額し、資本的収入の合計を3億2,695万1,000円とするものであります。

なお、この補正により、資本的収入が資本的支出に不足する額1億3,255万1,000円は、当年度消費税資本的収支調整額679万7,000円、並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億2,575万4,000円で補填するものであります。

議案第131号は、美祢市本庁舎整備検討委員会設置条例の廃止についてであります。

美祢市本庁舎整備検討委員会を設け、本庁舎の整備に係る基本的な構想について諮問を行っておりましたが、去る5月15日に、同委員会から基本構想案の答申をいただいたところであります。

市では、この答申を踏まえ、9月18日に美祢市新本庁舎整備基本構想を策定し、今後は、基本計画の策定に向けて事務を進めることとしております。

つきましては、美祢市本庁舎整備検討委員会は、その役割を終えたことから、このたび美祢市本庁舎整備検討委員会設置条例を廃止するものであります。

なお、この条例は、平成31年1月1日から施行するものであります。

議案第132号は、美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

これは、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて職員等の給与改定を行うため、関係する四つの条例を一部改正するものであります。

まず、美祢市一般職の職員の給与に関する条例の改正の主な内容は、給料月額を本年4月分から平均0.16%引き上げるとともに、勤勉手当を0.05カ月分増額するものであります。

なお、勤勉手当については、今年度は12月期の支給額をさかのぼって0.05カ月分増額し、来年度以降の勤勉手当は、6月期及び12月期の支給額をそれぞれ現行から0.025カ月分増額するものであります。

併せて、期末手当の支給額を現行の6月期が1.225カ月、12月期が1.375カ月であるものを、来年度以降は、6月期及び12月期の支給額をそれぞれ1.3カ月とするものであります。

また、美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例及び美祢市上下水道事業管理者の給与等に関する条例においては、勤勉手当及び期末手当を同様に改正するとともに、美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例においては、期末手当を今年度は12月期の支給をさかのぼって0.05カ月分増額し、来年度以降は、6月期及び12月期の支給額をそれぞれ1.675カ月とするものであります。

議案第133号は、美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例の制定についてであります。

美祢市新本庁舎整備基本構想を策定後、現在、新本庁舎整備基本計画を策定するための計画策定支援業者の選定事務を進めているところです。

基本計画の策定にあたっては、計画策定支援業者とは別に、専門的な観点から知識と経験を有する者の意見や助言を求める必要があると考えることから、地方自治法第138条の4第3項の規定により、美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議を設置するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第134号は、美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

これは、平成29年3月に閉校となりました旧川東小学校校舎をコミュニティセンターとして活用したいので、設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

なお、この条例は、平成31年1月1日から施行するものであります。

議案第135号は、美祢市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、平成28年4月から休園をしておりました大田保育園赤郷分園を、赤郷小学校の大田小学校への統合にあわせて、平成31年3月31日をもって閉園するため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

議案第136号は、美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴う改正であります。

このたびの改正は、学校教育法の改正により、平成31年4月1日から専門職大学の制度が設けられることに伴い、その前期課程を修了した者を放課後児童支援員の基礎資格を有する者に追加するものであります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

議案第137号は、美祢市病児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

これは、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、児童が病気等により集団保育が困難な期間に、一時的に児童を預かる施設を設置することを目的として、本条例を制定するものであります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

議案第138号から議案第144号までは、公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

議案第138号は、美祢市へき地保育所の指定管理者の指定についてであります。

これは、美祢市立豊田前保育園の指定管理者に紫光会を指定するものであります。

議案第139号は、美祢市児童クラブの指定管理者の指定についてであります。

これは、伊佐児童クラブの指定管理者に、伊佐さくらっ子クラブを指定するものであります。

議案第140号は、美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者の指定についてであります。

これは、同施設の指定管理者に八代ぬくもりの里を指定するものであります。

議案第141号は、美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、同施設の指定管理者に美祢農林開発株式会社を指定するものであります。

議案第142号は、美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についてであります。

これは、同施設の指定管理者に美祢観光開発株式会社を指定するものであります。

議案第143号は、美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についてであります。

これは、同施設の指定管理者に株式会社みとう駅を指定するものであります。

議案第144号は、美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてであります。

これは、同施設の指定管理者に特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークを指定するものであります。

それぞれの指定期間につきましては、議案第138号から議案第140号までは、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とし、議案第141号から議案第144号までは、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間としております。

以上、公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第145号は、字の区域変更についてであります。

東厚保町川東江の河原地区において実施しております、県営農業競争力強化基盤整備事業川東西地区のほ場整備に伴い、整備後の区画による確定測量に基づく字界とするため、旧字の区域の一部を変更する必要性が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案25件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（荒山光広君） ここで提案理由の説明の中で、何カ所か読み違いがございましたので修正をお願いいたします。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 済みません。何点か訂正をさせていただきます。

伊佐児童クラブ指定管理ほか6件を追加するとともに、災害救護というふうに申したようでございますが、援護資金利息補給を廃止しますということを訂正させて

いただきます。

また、中学校施設整備事業債を追加するとともに、災害救助と申したところ、災害援護資金貸付事業が正解でございます。訂正させていただきます。

また、議案124号のところで、秋吉台リフレッシュパーク及び秋吉台家族村と言ったところがございますが、家族旅行村が正解でございますので訂正をさせていただきます。

また、その場面の最後のところで、8億1,001万7,000円追加という、追加という言葉が入っておりましたが、ここを削除させていただきます。

また、議案第127号のところで、最後でございますが、正しくは35億8,374万3,000円とするところがございますが、38億というふうに申したようでございますので、ここを訂正させていただきます。

以上でございます。失礼いたしました。

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。日程第3、議案第121号専決処分の承認について、平成30年度美祢市一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第121号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第121号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第121号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第4、議案第122号平成30年度美祢市一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。質疑はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 一点だけお尋ねをしたいと思いますが、消防のことです。

関連してですね、多分、予算委員会では教育委員会がいらっしゃるかどうかわかりませんので、今のほうがいいんじゃないかなと、こういうふうに思いますが。

まず、債務負担行為の補正であります。伊佐児童クラブ指定管理料ほか6件を追加するとともに、こうさらっと流してあります。中を見ますと、1億クラスが二つ入っておりますが、中でも消防に関する債務負担行為1億円、これがどういう形で——業務委託料と書いてありますからわかりませんが、まず建設予定地、それから総額は聞いておりますが、現時点での建設総額、それからいつ頃にやれるのか。そして、今回の1億の債務負担行為、どういうものにするのかお尋ねをしたいと思っております。

○議長（荒山光広君） 松永消防長。

○消防長（松永 潤君） 竹岡議員の御質問にお答えをいたします。

消防防災センター、消防本部庁舎の整備計画についてであります。

消防本部の庁舎等と申しますが、平成31年から32年度、2年間で建設を計画をしております。

今回の債務負担行為につきましては、特定財源として充用を予定しております緊急防災減災事業債を活用するには、平成32年度中の工事完了が条件となりますことから、事業を円滑に進め、かつ消防業務特有の機能、動線、周辺環境等に配慮できる専門家の意見を取り上げるために、本年度中に、設計業務プロポーザルを実施したく、基本設計、実施設計の業務委託料として、平成30年度から31年度まで、限度額1億円の債務負担行為を追加補正するものであります。

なお、現時点での消防防災センター、消防本部庁舎の総事業額概算については、14億6,000万円としております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 建設予定地は、なぜ言わないんですか。

○議長（荒山光広君） 松永消防長。

○消防長（松永 潤君） 申しわけありません。建設予定地については、旧大嶺高校跡地としております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） そうしますと、救急車あるいはドクターヘリも上がったりおいたりするのですが、その辺はどういう配慮をされてるんですかね。

○議長（荒山光広君） 松永消防長。

○消防長（松永 潤君） 竹岡議員の御質問にお答えをします。

まず、サイレン音の影響についての配慮についてであります。

これについては、まず、設計時にサイレン音に配慮した出動動線を検討いたします。現在の検討案といたしましては、原則、救急車両の出動は国道435号に面する出入口を使用し、その場からサイレンの吹鳴を開始して、敷地内でのサイレン吹鳴はいたしません。これによって、サイレン吹鳴開始地点と学校施設——現在の大嶺中学校との直線距離が300メートル程度を確保でき、音の影響は抑えることができるものと考えております。出動後については、現場が異なりますので想定が難しくなりますが、現在の出動状況から考えますと、東へ遠ざかる——大嶺中学校からは遠ざかる方向の出動がふえるものと考えております。

次に、ヘリコプター、ドクターヘリの離着陸場設置に伴う騒音についてであります。

これにつきましては、現状、旧大嶺高校グラウンドを緊急ヘリポートとして運用をしております。現在、緊急ヘリポートは市内に36カ所設置をしており、これを利用して緊急時の消防救急活動を行っておる状況です。使用状況といたしましては、平成29年度中には、市内のドクヘリ要請は33件で、うち15事案、旧大嶺高校グラウンドを使用しております。旧大嶺高校の使用回数が多いのは、地域における救急業務の発生件数に反映されたもので、庁舎整備に伴って新たにヘリポートを設置しても、これによって使用回数が増加するものではないという考えをもちしております。また、緊急ヘリポートは、重篤な救急消防車への対応や大規模災害発生時の救助活動等、住民の生命を守る際に限定して使用する施設であり、市民の安全・安

心の確保の観点から、設置運用について御理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） もう一つ、基本的なことをお聞きします。

美祢市のまちづくりの中で、今、大嶺高の跡地、最適地とお考えになった上の結果だろうか。いわゆる、美祢のまちをどうつくっていくのか。そうしたまちづくりの中での検討結果を教えてくださいたいと思います。

○議長（荒山光広君） 松永消防長。

○消防長（松永 潤君） 竹岡議員の御質問にお答えします。

今の御質問については、消防本部としての考え方で御説明をさせていただきたいと思います。

消防の仕事は、市民の安全・安心の確保、消防・防災の推進がその仕事であります。そのために何をすべきかということで、平成27年度から消防本部の建てかえについて検討してまいりました。その中で幾つかの候補地を選定をしてまいりましたが、消防サイドとしては旧大嶺高のグラウンドが消防防災の拠点として最善、最適であるという判断で、旧大嶺高校を予定地としたところであります。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 消防本部サイドの検討だと、いわゆるまちづくりについてどうするかという検討はなかったというふうに思っております。

そこでですね、ちょっと今度は、教育長のほうにお尋ねをしたいと思います。

現在、大嶺小学校が、重安小学校入れますと、383名の児童になろうと思うんですね。大嶺中入れますと――豊田前中が今度統合されますと247、つまり41%の小中の児童が大嶺地区に集まるわけですね。

そこでお尋ねなんです、今の大嶺小、教育環境としていかがお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） ただいまの竹岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

今現在の大嶺小学校の場所ですけれども、校舎はもうかなり老朽化しておりますし、通学路が狭いという問題も抱えております。ゆくゆくは、老朽化を伴っての建てかえというものが今後考えられるわけですけれども、そこで、あの場所に建てかえるの

がいいのか、それとも小学校の位置を変えるのがいいのか、これもこれから検討していかなきゃいけないと思いますが、教育委員会としましては、今後、さまざまな学習指導要領が新しくなった中で、小中一貫校という一つの新しい考え方があります。それで、旧大嶺高校跡地というのも一つの案になってこようかと思いますが、小中一貫校という考え方を説明しますと、一つは施設一体型という形があります。それから、二つ目は併設型という……。併設型っていうのは、近くに小中学校があって歩いて行ける範囲内、例えば市内で言えば、大田小学校、美東中学校が併設、距離的なものから言えば併設型になるかなと。伊佐小中もそれに当たるかと思えます。それから、もう一つの形としては、分離型の小中一貫校という形があります。分離型っていうのは、移動——小中学校を移動するのに、車等で移動しなければ移動できない。そういう三つの形があります。

それで、これまでも県内、県外でも、小中一貫校に取り組んでいるところの様子を見てみますと、小中施設一体型が一番効率がいいというか、さまざまな効果のある施設のあり方だなというふうに思っております。

そのあたりを考えて総合的に判断しますと、教育委員会としては、小中一貫校としては施設一体型、つまり、もし今後大嶺小学校を建てかえることになるならば施設一体型、つまり、大嶺中学校の敷地内に渡り廊下等をつなぐ、移動が簡単にできる形での移転というか——を考えております。

また、青写真ですけれども、大嶺中学校の敷地内に大嶺小学校が入るのかという問題もあります。そこで、建設課等をお願いしまして青写真を焼いていただいたところ、入るだろうという意見をいただきましたので、今後、考えを進めていくのであれば、一体型という形で進めていきたいなという思いは持っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 教育委員会のほうでは、小中一貫教育ということも検討はされておるということで安心しました。

私も常々ですね、大嶺小学校の通学路、車で走るとき一番怖いのは、やっぱ道路が狭いことですね。カーブがあること、非常に道路状況が悪い。そして、大嶺小に行きますと、ものすごく狭い。くねくね曲がって行かなくちゃいけない道もありますが。

何が申し上げたいかといいますと、仮に美祢、この旧美祢市、これが、小中全部1カ所に集まったとしたならば、恐らく来ると思います。私も伊佐出身ですが、残念ながら、伊佐中も10年もちません。もう生徒数が少なくなって、恐らく大嶺中と統合しなくちゃならないだろうなと思ってます。これはまことに残念ですけど、現実はそのなんです。そういたしますと、仮にですよ、そういうことが起きますと、66%、この生徒が集まるわけですね。そこに消防署が横にあって、ドクターヘリ、音が出ないドクターヘリならいいんですが出ますよ。教育環境が、もしそうなった場合、よくなると思いますか、悪いと思いますか。それだけお答えいただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） ただいまの竹岡議員の御質問にお答えいたします。

消防長がお答えしましたように、いろいろな配慮をしていただくわけですが、今現在、ドクターヘリについては、今の旧大嶺高校のグラウンドを利用して実施しております。ということは、ドクターヘリについては、これまでのとおりの形で影響はないものだろうというふうに思っております。

それから、救急車もしくは消防車のサイレンについてですが、配慮していただくということで、国道に出てからということですが、竹岡議員が言われるように全く影響がないかといえ、影響は——音の影響はあろうかというふうに考えております。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私はむしろ、消防署は違うところに行かれて、ヘリポートも動かしたほうがいいと思います。

まちをつくるのに、まちづくりをするのに、どこに病院があり、どこに教育施設を置く、どこに消防署を置くとかですね、ゾーニングをしないと、今のよう、それぞれの課で、言い方悪いが横の連絡も協議もなし。その上で、美祢のまちができると、立派なまちができるとお思いなんですか。その辺をちょっと消防長にお聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 松永消防長。

○消防長（松永 潤君） 竹岡議員の御質問にお答えをします。

消防本部としては、先ほど申し上げましたように、市民の安全・安心の確保を第

一に考えて、庁舎の整備予定地を決定をいたしました。

旧大嶺高校は、広いグラウンド、それから既設の体育館がありますことから、大規模災害が発生したときは、グラウンドが応援隊の集結場所となり、また体育館が避難所、また応援隊の待機場所となるという思いから、高台でありますし、消防署の検討で旧大嶺高を予定地としたわけであります。

また、消防本部の中の協議でいきますと、教育施設に隣接することにより、現在の市民の、また生徒等に対する自助、共助、公助、防災に対する教育が、消防が身近にあることで図られるという思いもあり、消防と教育施設の併設は可能だという判断をいたしました。

市全体での各庁舎の配置については、消防サイドの意見として、旧大嶺高の跡地が最適という判断をさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） これから先は、もう教育委員会がいらっしやらない場合もありますが、それぞれの所管の委員会でやりたいと思います。

ただ、一つだけわかりますのは、今までずっと議論してきても美祢市全体のまちづくり、将来の美祢市をどうしていくのかという議論が全くないままに、各課がそれぞれのものをつくろうと。

例えばですよ、給食センターも下郷小学校やったですかね。あそこにつくるとか、いろんな計画出されました。先ほど申し上げましたように、美祢の大嶺地区に、仮に統合が始まったときには、66%の生徒が集まるわけですよ。なぜそこに併設しようとは考えなかったんか。まちをどのようにしようとされてるんですか。その辺の議論が全くされてないです、全庁的に。このことを私はそれぞれの委員会で意見を申し上げたいと思います。この時間は意見が申し上げられませんので、質問だけでございますから、ここでやめたいと思います。

ただし、今後、委員会では十分それぞれが、勝手な意見じゃなくて全庁的な、やはり将来の美祢市をどのようにしていくのか、美祢市のまちをどのようにつくり上げていくのか、その上での御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） この12月度議会におきまして、今回、議案が提出されておりますけれども、誰も皆ですね、今回、今、竹岡議員が言われて質問されたようにですね、この債務負担行為補正、これが1億円ということについてきてるわけですね。多くの方が、もう既に私も、もう29日以前にこのタブレット等に質問する事項というのは書いております。

それで今回、消防庁舎・消防防災センター整備事業ということで、1億円ついております。それで、今後、やっぱり消防庁舎古くなっておりますし、これからさらに、新時代に応じた機能を備えた、市民の命を守っていくための消防新庁舎をつくることは、誰も必要と思っていると思います。

それで今回、大嶺高校、その辺の跡地を利用してということでもありますけれども、さきの全協等、こういったところでいろいろ説明があったときに、みんないいなという形じゃ私はなかったと思います。さまざまな皆さんから、いろんな面でどうかということも出ていたんじゃないかこのように思っております。

それなのにかかわらず、今回債務負担行為として、1億円がついて出てるということで、ちょっと私は余りにも拙速ではないかと。今後、国からの交付金などを考えてみればもうタイムリミットという、そういった思いもあると思いますけれどもですね。御存じのように、これから美祢市市庁舎、これからまた出ますけど、市庁舎建設、そして祖父ヶ瀬の軟水化装置の……。

○議長（荒山光広君） 岡山議員、簡潔にお願いいたします。

○6番（岡山 隆君） これ話しよったら、今から1時間かかりますから、手短に行ってまいりたいと——アドバイスありがとうございます。

それでですね、目白押しで120億かかると言われております。

今後、美祢市のですね、本当に私もいつも言っていますけれども、美祢市の財政状況が悪くならないように、今でも非常に悪い中であって、その辺について常に言っております。

それで、14億6,000万円、この予算——可能性としてね。今後、あると。これは、さまざまな面で120億も、いろいろ今後五、六年で費用かかる。それに関する美祢市の人口規模、こういったところのバランスを見た場合、確かに消防署の機能を強化していかなくちゃならないけれども、その辺の14億6,000万円というのはどういったところですか、これを試算されたのか、この辺について説

明、まず願いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 今、消防庁舎の予算についてではなくて、債務負担行為の件でございますので。

○6番（岡山 隆君） わかりました。そういった面で導火線となる1億円、この1億円をまず出たということをごすね、その辺の——果たしてそれ1億円がよかったのか、5,000万円ならどうか、その辺について御説明願います。

○議長（荒山光広君） 今の件は予算決算委員会が開催されますので、その中で、十分議論を深めていただけたらと思いますけど、よろしいでしょうか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） わかりました。それでまた委員会ではまた別の質問があるわけでありましてけれども、そのときに、また今の件とさらに別件について質問をしてみたいと思います。

それと、皆さんも今、竹岡議員が言われたような形での、今後、小中学校の連携した形での学校建設。さまざまな面に出ているわけでありまして。それで今後、この伊佐、私も伊佐出身で……。

○議長（荒山光広君） 岡山議員、発言の途中で申しわけないんですけど、ちょっと今、一般会計補正予算（第5号）の内容とかけ離れてきているようなので、その辺の御配慮をよろしくお願いします。

○6番（岡山 隆君） はい、わかりました。しっかりと委員会でやります。

そういった面で最後、市長ですごね、この消防庁舎1億円つきましたけれども、これを粛々とですごね、進めていくという形でよろしいでしょうか。この点だけ最後。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 議案として提出しておりますので、お願いをしたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 予算決算委員会には市長がいらっしゃいませんので、市長にお尋ねいたします。

農業集落排水の消費税の未払いが発生しましたが、これは職員の減であったことと、現場と——職員の減により現場と事務の仕事を兼務で、仕事に追われているのが現状だったように聞きました。

農業委員会におきましても、秋芳、美東の農業委員会が廃止されて、美祢に一本化されて集約されました。当然、仕事の量はふえていると思います。

議案第122号の46ページを見ますと、2名の減になっていますが、今後の職員をふやすということをお考えかどうかお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 三好議員の御質問にお答えをしたいと思います。

職員数全体につきましては、増加をさせるということはございませんけれども、適材適所で業務の見直し等によってですね、人事、人員配置を適正に行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第122号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第123号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第123号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第6、議案第124号平成30年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第124号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第125号平成30年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第125号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第126号平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第126号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第127号平成30年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第127号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第128号平成30年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第128号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第129号平成30年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第129号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第130号平成30年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第130号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第131号美祢市本庁舎整備検討委員会設置条例の廃止についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第131号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第132号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第132号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第133号美祢市本庁舎整備アドバイザー会議設置条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） それでは、市庁舎整備アドバイザー会議設置条例——設置ということですね、この中で、今後、この条例の有効期限というのは、だいたいどの程度みてるかということと。それと今後、アドバイザー会議におきまして、今後、市庁舎の建設のコンサルタント業者の選定は、アドバイザー会議のメンバーで決められるんか、もうすでに決めてるんかどうか、この辺について説明していただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

まず、一つ目の本庁舎整備アドバイザー会議の今後の関与っていうんですか、いつまで、設置するかということですがけれども、この本庁舎整備アドバイザー会議の所掌事務につきましては、第2条に、「新本庁舎整備の基本計画に関すること」、また「新本庁舎の事業手法等に関すること」としております。

つきましては、基本計画の策定については当然かかわってまいりますけれども、それ以降につきましても必要に応じて、このアドバイザー会議は設置することになる

かと考えて——済みません。第4条に、市長が委嘱または任命した日から美祢市新本庁舎整備基本計画の策定までとしております。大変失礼しました。ですので、基本的には策定までということとしております。

それともう1点、業者選定につきましての件ですけれども、そちらにつきましては、こちらではなくて、プロポーザルによる選定委員会のほうで選考する形としております。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 総務課長にちょっとお尋ねしたいんですが、組織の10人の委員さんといいますか、アドバイザー。選び方なんです。ね。（1）は「公共建築に関して識見を有する者」と、こう書かれております。で、「市長が特に必要と認める者」、どういう人材をお考えなのか。例えば、交通経済に詳しい大学の先生だとかですね。例を申し上げますと——何を申し上げたいかという、例えば店舗一個つくっても、日差しがどっちからくるかによって少し向きを変えたりですね、それから道路との関係、地域経済との関係、そうしたものを専門的な意見を聞きながらやられると、こういうことかどうか。どういうメンバーお考えなのか。（1）はよくわかります。（2）がわかりません。

○議長（荒山光広君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、まだ具体的には、まだ確定はしておりませんが、今、竹岡議員がおっしゃいました専門的な方もありますが、それ以上に幅広い年齢の方の御参加、アドバイザーへの就任。例えば福祉関係にお詳しい方とか、そういうふうな方を入れたりとか、そういうふうな形で、今現在は進めていきたいと思っておりますけれども、今、竹岡議員のおっしゃったような形の方も含めるということも、また、考えていきたいと思っております。

今現在は、まだ考えと——具体的などこまでは、まだ申し上げるとこまでは至っておりませんが、その辺を十分考慮してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 質問にならんこと聞くと、またお叱りを受けるかもしれま

せんが、こうした議会に提案されるとき、いつも質問しますとね、今から考えるっというような話が多いんですよ。

ぜひ、一番私たちが気になってるのは、市民の皆さんが何て言ってるか。「今、市役所は、たがが外れちよる」って言うんですよ。私、「たがが緩んでるんじゃないの」と言ったら、「いや外れちよる。それぞれの課が勝手な仕事しよる」。もっと一つになって、まちをどうするのか考えていただきたいと思うんですね。

よろしゅうございますか、制度設計する時にちゃんと基礎資料つくられて、その上で議会に出してください。議会は、今から考えると言われても審査のしようがないでしょ。意見を言ったって聞いてくれないし。

以上です。

○議長（荒山光広君） 秋山議員。

○12番（秋山哲朗君） 本来ならば、岡山議員も竹岡議員もこの所管委員会ですから、むしろ私が言ったほうがいいかもわかりませんが、今言われたことをですね、ぜひこの委員会で、きちっとした考え方を出示していただきたいというふうに思いますから、ぜひ、そういった御意見の中で検討していただけたらと思います。よろしく。

○議長（荒山光広君） 執行部のほうよろしいですか。それでは、その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第133号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第134号美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第134号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第135号美祢市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第135号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第136号美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第136号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第137号美祢市病児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第137号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第20、議案第138号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第138号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第21、議案第139号美祢市児童クラブの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第139号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第22、議案第140号美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第140号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第23、議案第141号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第141号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第24、議案第142号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第142号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第25、議案第143号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第143号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第26、議案第144号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。
安富議員。

○15番（安富法明君） 二、三質問をいたします。

この指定管理者制度が始まってもう大分たつわけなんですけど、基本的にですね、この指定管理者制度が導入されてから、その対象となるものの運営にあたって、よくなってきてるなっていうふうな印象を受けておりません。

今の議題はリフレッシュパークと旅行村なんですけど、いずれも今後、今のままの

状態で管理運営をしていくってのは難しい状況にあるというのはですね、恐らく皆さん共通の認識はあるんだろうというふうに思いますし、2年ぐらい前ですかね、家族旅行村にいたっては、一応執行部のほうからの改修計画っていいですか、出まして、議会側はあまり——議会側にですね、あまりいい評価が受けられなかったんで、そのままになって頓挫してるような感じのところもあろうかというふうに思います。

そこで、このリフレッシュパークと家族旅行村なんですが、今、予算書を——観光の予算書を見ますと、3年で2億1,500万円くらいですから、年間7,200万円くらいですかね——の予定、指定管理料の予定がされております。

結局ですね、今回選定をされた里山ネットが悪いってことを申し上げるつもりではありません。ただ、どのような形で……まず、公募をされたということですから、応募がどれぐらいあったのか。あるいは公募の範囲っていいですか、例えば地元であるとか、県内であるとか、あるいは県外もあるよとかいう辺をお示しを願いたいというふうに思います。

○議長（荒山光広君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） 安富議員の御質問にお答えいたします。

公募をしたところ、里山ネットワークさんのみということでありました。

それから、応募の範囲ということですが——公募の範囲ということですが、指針のほうで、応募資格の決定というところがあるわけですけども、この中の要件といたしまして、市内に事業所を置く団体であることという一つの要件がございますので、市内への公募という形をとっております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） どうなのでしょう。施設がですね——先にちょっと質問変えまして、それぞれこの二つには、設置の目的が記載をされております。議案の中に出ておまして、どちらも観光レクリエーション、あるいは観光の振興を図る。家族旅行村にいたっては、観光の振興、地域住民との交流及び福祉の増進に資するとかって書いておるんですが、いずれも観光振興っていうことを一つの設置目的にしております。

今回選ばれた里山ネットさんの経営方針なんですが、それぞれにいろいろ書いて

ありまして、里山環境保全とかどうのこうの——学習効果、森林ボランティア活動の推進事業とかいろいろ書いてあるんですが、経営方針のあれに、観光については一言も触れてありません。

応募がないから、応募者が1名だから、当然、もう審査もそれなりのものになってくるということのような印象を受けるわけですが、審査に当たって、採点表が実はつけてあります。基準点がありまして、配点がそれぞれ基準点よりは超えております。

このような状況ですと、これそのまま信じてくださいって言われても、ちょっとどうかなって印象を受けます。1社しかないものをですね。不信感をもってらってというわけじゃないんですが、それぞれ施設が、老朽化も含めて年数経ってますし、これから大きな投資をしていかなきゃならない。投資をするに当たっては、少なくとも投資した分に対する償却といいますか、売り上げが上がっていかなきゃいけないということは、当然期待をするわけですが。そういうことを考えながら、これからこの施設をどういうふうにしよとされてるのか。ただ指定管理で出したから、ずるずるずるずる3年度ずつ更新をしていって、ほかのところは、公募の条件とかを変えなければ参入できませんよね、当然。基本的に、どういうふうにおられるのか。

それと、もう一つ併せて聞きますが、例えばですね、リフレッシュパークあたりは温泉がついてますよね。温泉って、これ恐らく市民の福祉施設って言ったほうがいいんじゃないかっていうふうに思うんですが、恐らくこれ経費が大分かかる。この指定管理料の中で。ここが占める割合って高いんじゃないかと思うんですよね。燃料費の辺を見てるんですが。そういうことで、7,200万ぐらいの指定管理料プラス収入がその二つの施設にどれぐらいあるのか。

それと、7,200万の指定管理料の按分——経費の按分率といいますか、どれぐらいな……。例えば家族旅行村が4,000万でこっちが3,000万とか、そんな感じなんですけど、この辺が答弁ができればお願いをします。

○議長（荒山光広君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

私のほうから、何点かお答えいたします。

まず、施設の目的等が一致してるというところもあって、公募の考え方もしくは

施設の老朽化に伴う今後の施設のあり方というところがございますが、今後の収益を増額を目標とした場合に、やはり、施設そのものをどういうふうにしていくかというところは、大きな問題だというふうに思っております。

そこで、以前、安富議員も言われましたが、家族旅行村のみの改修を当初考えていたところで、地域全体で考えるべきだということで御指摘をいただきましたので、その分につきましては、秋吉台地域全体で景観等、それから施設そのものの整備計画というものを、本年度中に策定をするようにしております。それをもちまして、両施設がどうあるべきかというところ、そのソフト部分も含めまして、施設の改修であったり、そういったようなところについても併せて検討をしていくということで考えております。

それから、順番ちょっと逆になりましたが、公募そのものの考え方ということで、やはり収益増を目指していくというところにつきましては、現在の指針の要件というものが、先ほど申し上げましたこととなりますので、これにつきましては、指定管理の全体のことになろうかと思っておりますので、担当部局との協議が必要になるのではなかろうかというふうに思っております。

それから、指定管理の——指定管理料につきましての配分等につきましては、担当課長のほうから答弁をいたします。

○議長（荒山光広君） 千々松観光総務課長。

○観光商工部観光総務課長（千々松雅幸君） それでは、指定管理料の内訳につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

まず、リフレッシュパークにつきまして、3年間で約9,500万円です。家族旅行村が約1億2,000万、合わせまして3年間で2億1,590万円、そういった内訳になっております。（「ちょっと、もう1回言って」と呼ぶ者あり）指定管理料の内訳についてでございますが、リフレッシュパークについてであります。リフレッシュパークにつきましては、3年間で約9,500万円、家族旅行村が約1億2,000万円、合わせまして2億1,500万ということでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） 付託先が教育経済なんでね、申しわけないんですが、意見を申し上げる機会が恐らくなかろうということで、もうちょっとお聞きをするんで

すが、例えば、施設の——リフレッシュパークの温泉、トロン温泉のこと言いましたよね。経費どれぐらいかかっているのって言って、お答えがないんですが。もし、観光施設として、温泉がそこほどのものがないのであれば、例えばその施設の内容とかですね、もうある程度見直さないと、もう長年——そりゃもう合併10年ですからね。そういうふうな感じで、この指定管理者制度もそれ以前からあるわけですけども、そういう中で、ただ漫然と事業が継続されている。じゃあ潰すかというのと、いやそりゃ潰すのもって、行政は潰すのはなかなかできないんですよ、御存じのように。

ですから、私はもうだめなら、施設を思い切って閉鎖するのもあっていいと思うんですよ、場合によってはね。だから、それができないのであれば、今竹岡議員もちょっと話されてましたけども、きちんとした計画をつくってどうするのか、あるいは自前の事業費でなかなかやっていけないんだったら、もう少し公募範囲を広げて、里山さんにももうちょっといろんなこと考えてもらうとかですね、観光振興にかかわることとか。もっと広げて、資本をもう少しよそから入れるような形にできないとか、やっぱり何かいろいろ考えてもらわないと、私、今の状況っていうのは、行政の一番悪いパターンにはまってるというふうに思っております。

あまり長く申し上げるのもどうかと思いますが、今から大きな事業いっぱい抱えてる中で、一つ一つがやっぱりきちんとですね、説明責任を果たせるような取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

最後に、どなたでも結構ですけども、その辺の今後の方針なりを含めてお答えをいただけたらというふうに思います。

○議長（荒山光広君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 安富議員の御質問にお答えしたいと思います。

この観光施設は収益的施設であるので、市内限定ではなくて、公募範囲も広げればどうかという御趣旨だろうと思っております。

指定管理者制度については、いろいろな、これまで新市発足以来、御議論いただきまして、今の指針っていうのを定めたところがございます。

これはやっぱり、市内事業所ということで限定しているわけがございますけど、今おっしゃるとおり、観光施設はどんどん、収益をどんどん図って行って、安定的に、また誘客が図れる事業所を誘致したらどうかということだと思っております。全くお

っしゃるとおりでございます。

これについては、先ほど西田部長が御説明しましたけど、周辺整備、施設整備の計画書を今策定しているところでございます。その中で、当然、この施設の将来像というのを盛り込むこととしておりますので、今後、今おっしゃったことも踏まえて、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） 最後に、答弁要りませんけども、今回、御案内のように——最初に冒頭に12月定例会ができなかったっていうことの話がありました。

で、実は一般質問ですね、観光会計の繰り出し、一般会計に移行——31年からかな、2年から、5,000万円繰り出すよってというふうなのを議論したかったんですが、できませんでした。

基本的に、ただ数字だけ書いて5,000万も繰り出すようになるからって、じゃあその5,000万繰り出す状況にあるんかっていうこともね、やっぱり考えてもらわなきゃいけない。それぞれの……特会ですから、特に、特会の中の財政計画を立てて、事業計画を立てて、そこがちゃんと、企業会計の導入もあればなおさらのことですけれども、そういうふうな適正な運営ができるようにしてもらわなきゃならないというふうに思ってます。観光客も全然ふえてません。ことし、明治150年と言いますけれども、全然50万人切ってくるような状況。そういうふうなことも考えながらですね、やっぱり経営感覚持って、やっていただきたいというふうに思っております。

終わります。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第144号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第27、議案第145号字の区域変更についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第145号は、所管の委員会へ付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時41分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年12月14日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃